

令和5年度東郷町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障がい者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障がい者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、町の全ての所属（以下「各所属」という。）に対し適用するものとする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型、B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行う入所施設に限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている小規模作業所

(3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条に規定する事業所

(4) 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

(5) 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達を推進する物品等

本町が調達する事務用品、食料品等の物品及び清掃等の役務のうち、障がい者就労施設等が受注することが可能なものを対象とする。

6 調達の目標

当該年度における調達目標は、物品等について調達実績額が前年度を上回ることとする。

7 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等が供給できる物品等については、適宜、情報収集を行い、各所属へ情報提供を行う。
- (2) 各所属は、この情報提供に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。
- (3) 新たに物品等の調達をする場合は、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する随意契約を積極的に活用する。

8 調達実績の公表

調達実績については、当該年度終了後、その概要を取りまとめ、町ホームページにより公表する。

